

1. 長崎県歯科保健対策一覧

令和元年度		令和2年度		
	事業内容（実績）	予算額 （千円）	事業内容（実績）	予算額 （千円）
医療政策課	—	—	—	—
国保・健康増進課	1. 第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業	33,302 [4,555]	1. 第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業	33,856 [4,682]
	(1) 協議会 ・歯科保健医療部会・専門委員会（県） ・地域歯科保健推進協議会（保健所） (2) 成人歯科保健対策事業 ①成人歯科保健対策支援事業（県歯科医師会委託事業） a 成人歯科保健対策向上研修事業（718千円） b かかりつけ歯科医機能強化研修事業（800千円） c 成人歯科保健向上生活歯援事業（600千円） ②歯科衛生士の成人歯科保健専門研修 (県歯科衛生士会委託事業) a 成人歯科衛生指導者養成研修（300千円） ③各保健所の成人歯科健診受診率向上対策 a 市町成人歯科健診受診率向上検討事業 (92千円) ④成人歯科保健推進基盤整備事業 a 生活歯援指導研修事業（85千円） 【歯科保健予算内での拡充】 (3) 歯科保健情報収集事業 ①長崎県歯科保健データ収集・分析事業 (県歯科医師会委託：545千円) ②歯科保健情報収集活動費 ・九州・各県政令市歯科保健主管課長会議等事務費 ※平成31年度は長崎県が開催 ※消費税率引き上げ影響額：17千円	(1,255) (2,595) (688) (17)	(1) 協議会 ・歯科保健医療部会・専門委員会（県） ・地域歯科保健推進協議会（保健所） (2) 成人歯科保健対策事業 ①成人歯科保健対策支援事業（県歯科医師会委託事業） a 成人歯科保健対策向上研修事業（718千円） b かかりつけ歯科医機能強化研修事業（800千円） c 成人歯科保健向上生活歯援事業（600千円） ②歯科衛生士の成人歯科保健専門研修 (県歯科衛生士会委託事業) a 成人歯科衛生指導者養成研修（300千円） ③成人歯科保健教育普及定着事業 a 口腔のジェネレーションターゲットポイント事業（509千円）【拡充】 (3) 歯科保健情報収集事業 ①長崎県歯科保健データ収集・分析事業 (県歯科医師会委託：400千円) ②歯科保健情報収集活動費 ・九州・各県政令市歯科保健主管課長会議等事務費 ※消費税率引き上げ影響額：15千円	(1,255) (2,927) (485) (15)

国保・健康増進課	<p>2. 長崎県口腔保健推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター経費（非常勤職員雇用等） ・障害者施設職員・保護者向け口腔ケア指導事業（県歯科医師会委託：420千円） <p>※消費税率引き上げ影響額：11千円</p>	[3,512] (11)	<p>2. 長崎県口腔保健推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター経費（非常勤職員雇用等） ・障害者施設職員・保護者向け口腔ケア指導事業（県歯科医師会委託：420千円） <p>※消費税率引き上げ影響額：10千円</p>	[3,356] (10)
	<p>3. 障害者歯科診療及び休日歯科診療事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費委託（県歯科医師会委託：18,430千円） ・歯科診療車の3ヶ月法定点検費用(65千円) <p>※消費税率引き上げ影響額：172千円</p>	[18,667] (172)	<p>3. 障害者歯科診療及び休日歯科診療事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費委託（県歯科医師会委託：18,430千円） ・歯科診療車の車検・3ヶ月法定点検費用（489千円） <p>※消費税率引き上げ影響額：346千円</p>	[19,265] (346)
長寿・社会課	<p>4. 長崎県フッ化物洗口推進事業</p> <p>①中学校補助(体保・学振所管分一括計上)</p> <p>※H31から中学校1/3 保育所・幼稚園・小学校の補助終了</p>	[6,568] (3,904)	<p>4. 長崎県フッ化物洗口推進事業</p> <p>①中学校補助(体保・学振所管分一括計上)</p> <p>※H31から中学校1/3 保育所・幼稚園・小学校の補助終了</p>	[6,553] (4,516)
	<p>②県立学校分(体育保健課再配当分)</p> <p>③フッ化物洗口技術支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業（県歯科医師会委託：委託費1,585千円） ・事務費 <p>※消費税率引き上げ影響額：109千円</p>	(935) (1,620) (109)	<p>②県立学校分(体育保健課再配当分)</p> <p>③フッ化物洗口技術支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業（県歯科医師会委託：委託費989千円） ・事務費 <p>※消費税率引き上げ影響額：113千円</p>	(935) (989) (113)
障害福祉課	<p>1. 在宅歯科診療ネットワーク構築事業（県歯科医師会へ補助）</p> <p>2. 在宅歯科医療に関わる歯科医療従事者人材育成支援研修事業【新規】（県歯科医師会へ補助）</p> <p>3. 地域リハ活動支援体制整備総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能向上を含む介護予防研修会の開催 	5,667 [4,501] [1,166] —	<p>1. 在宅歯科診療ネットワーク構築事業（県歯科医師会へ補助）</p> <p>2. 在宅歯科医療に関わる歯科医療従事者人材育成支援研修事業（県歯科医師会へ補助）</p> <p>3. 地域リハ活動支援体制整備総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能向上を含む介護予防研修会の開催 	5,754 [4,598] [1,156] —
	<p>※既定予算で実施</p> <p>1. 情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者巡回歯科診療事業の周知 ○障害者口腔ケアの留意点を課HPに掲示 <p>2. 職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者口腔ケア研修会（障害福祉サービス事業所職員を対象）実施 	—	<p>※既定予算で実施</p> <p>1. 情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者巡回歯科診療事業の周知 ○障害者口腔ケアの留意点を課HPに掲示 <p>2. 職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者口腔ケア研修会（障害福祉サービス事業所職員を対象）実施 	—

<p>体育保健課</p>	<p>○歯と口の健康週間啓発ポスター配布 ○学校における「平成 31 年度歯と口の健康週間」の実施 ○小・中学校、高等学校、特別支援学校における歯科検診 ○よい歯の学校表彰（県学校保健会） ○障害者巡回歯科診療事業の周知 ○各種研修会等における歯・口の健康づくりの啓発 ○フッ化物洗口推進事業【935千円】※再掲（県立中学校、特別支援学校幼・小・中学部） ※国保・健康増進課から再配当</p>	<p>[935] ※再掲 [935]</p>	<p>○歯と口の健康週間啓発ポスター配布 ○学校における「令和2年度歯と口の健康週間」の実施 ○小・中学校、高等学校、特別支援学校における歯科健診 ○よい歯の学校表彰（県学校保健会） ○障害者巡回歯科診療事業の周知 ○各種研修会等における歯・口の健康づくりの啓発 ○フッ化物洗口推進事業【935千円】※再掲（県立中学校、特別支援学校幼・小・中学部） ※国保・健康増進課から再配当</p>	<p>[935] ※再掲 [935]</p>	
<p>こども未来課</p>	<p>○フッ化物を中心としたう蝕予防対策の促進のための普及啓発 ○幼稚園、保育所、認定こども園の食事の提供を通したう蝕予防と噛む力を育てるための食育推進、啓発 ○フッ化物洗口未実施施設に関する調査を基にした事業推進</p>	<p>—</p>	<p>○フッ化物を中心としたう蝕予防対策の促進のための普及啓発 ○幼稚園、保育所、認定こども園の食事の提供を通したう蝕予防と噛む力を育てるための食育推進、啓発 ○フッ化物洗口未実施施設に関する調査を基にした事業推進</p>	<p>—</p>	
<p>こども家庭課</p>	<p>○1.6 歳児及び3 歳児歯科健診結果の集計、情報提供 ○幼児用（1.6 歳児または3 歳児）歯ブラシセットの配布 ○研修会の開催やパンフレット等配布による歯科保健についての普及啓発 ・妊娠中における歯周病予防のための啓発 ・健やかな妊娠啓発ブックの配布（思春期向け）など</p>	<p>—</p>	<p>○1.6 歳児及び3 歳児歯科健診結果の集計、情報提供 ○幼児用（1.6 歳児または3 歳児）歯ブラシセットの配布 ○研修会の開催やパンフレット等配布による歯科保健についての普及啓発 ・妊娠中における歯周病予防のための啓発 ・健やかな妊娠啓発ブックの配布（思春期向け）など</p>	<p>—</p>	
<p>令和元年度県全体予算額</p>		<p>38,969</p>	<p>令和2年度県全体予算額</p>		<p>39,610</p>

令和2年度 県歯科保健医療対策の計画

【福祉保健部】

○医療政策課

※令和2年度は事業なし

○国保・健康増進課

1. 第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

(1) 協議会

- ①県協議（歯科保健医療部会・歯科保健専門委員会）
- ②地域協議（地域歯科保健推進協議会）

(2) 成人歯科保健対策事業

①地域成人歯科保健対策支援事業（長崎県歯科医師会委託）

a 成人歯科保健対策向上研修事業

市町、事業所、施設等の保健関係者を対象に、歯周病と全身との関係などから歯科健診や指導など重要性を啓発し、生活支援プログラムなどの取組方法を研修するプログラムを策定し、3年間で全郡市歯科医師会が研修会を開催する。（3年目）

b かかりつけ歯科医機能強化研修事業

受診勧奨者や自分の歯・口腔の関心を持った来院者に対して、歯周病と関係ある糖尿病などの全身疾患の予防対策など情報提供や成人期の歯科疾患の予防管理の継続を促すとともに、市町や保険者などが行う歯科健診と連携した保健指導を総合的に行う「かかりつけ歯科医」機能の強化を図るため、歯科医院に勤務する歯科医師・歯科衛生士に対して、生活支援プログラムなど活用した指導などカウンセリングを強化する専門的な技術向上を図るため、3年間で全郡市歯科医師会が研修会を開催する。（3年目）

c 成人歯科保健向上生活歯援事業

県民に対して、特に成人期の歯周病予防に対する関心を啓発するため、各郡市歯科医師会が開催する歯の衛生週間のイベント時に生活支援プログラムによる歯科保健指導を体験してもらい、年1度の歯科健診受診や自分の「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的な歯科管理をするなど意識向上につなげる。（3年目）

②歯科衛生士の成人歯科保健専門研修（長崎県歯科衛生士会委託）

a 成人歯科衛生指導者養成研修

成人歯科対策に対応する歯科衛生士を養成するため、歯周病など成人歯科保健指導の最新の方法を研修する。（1年目：40歳未満の若い世代、2年目40歳以上の重症化予防、3年目：65歳以上の健康高齢者と虚弱高齢者）（3年目）

③成人歯科保健教育普及定着事業

a 口腔のジェネレーションターゲットポイント事業（509千円）【拡充】

60歳代を対象とした検査機器を活用した歯科保健指導モデル

(3) 歯科データ収集・評価事業

①長崎県歯科保健データ収集・分析事業（長崎県歯科医師会委託）

長崎県内の歯科疾患の統計情報を収集・分析、及び県全体の歯科保健対策等の情報とあわせて資料データ集「8020への道」（電子媒体）をとりまとめるため、下記の業務を委託する。

- ・保育所・幼稚園の園児の歯科健診データを収集・分析
- ・その他郡市歯科医師会を通じた歯科医療保健にかかるデータを収集

②情報収集等事務費

- ・九州各県・政令市歯科保健主管課長会議旅費、事務費
令和2年度は熊本県が開催県（10月中旬頃開催予定）

2. 長崎県フッ化物洗口推進事業

県内の公私立幼保連携型認定こども園（以下、「幼保連携型認定こども園」という。）、公私立認可保育所、へき地保育所、認可外保育施設を含む保育施設（以下、「保育所」という。）、公私立幼稚園（以下、「幼稚園」という。）、公私立小中学校（義務教育学校前後期課程含む）（以下、「小中学校」という。）及び幼稚部または小学部のある県立特別支援学校（以下、「県立特別支援学校」という。）で実施するフッ化物洗口によるむし歯予防対策を支援

なお、県の補助制度は、幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校前期課程含む）は平成30年度で終了し、以降は各実施主体で継続して実施する。

(1) 県の直接実施

実施主体：県（県教育委員会）

- ・直接経費対象施設：県立特別支援学校、県立中学校

(2) 県からの補助事業

補助対象：この事業の実施主体は、市町並びに私立学校設置者（学校法人）とする。

(3) 実施方法

①県立学校（県立特別支援学校、県立中学校）

県直営で実施

②補助実施終了後の施設（幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、小学校）

- ・実施主体：市町、私立学校設置者（学校法人）

各実施主体が管内対象施設に対して直接実施、私立小学校は、学校設置者が直接実施

③補助実施施設（中学校）※令和2年度補助最終年

- ・実施主体：市町、私立学校設置者（学校法人）

補助対象施設：公立中学校（義務教育学校後期課程含む）、
私立中学校（義務教育学校後期課程含む）

- ・対象経費：フッ化物洗口に必要薬剤（フッ化物洗口剤）及び消耗品、
中学校（週1回法）1人あたり515円/年間：515円×実施希望者数

上記の基準額に加え、フッ化物洗口実施時期による下記の期間率を乗じた金額を基準額とする。 ※期間率：（フッ化物洗口を実施する月数）/12

・補助率（平成30年度以降の計画）

補助率	H29	H30	R1	R2
保・幼・小	1/2	1/3	—	—
中学校	1/2	1/2	1/3	1/3

※幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、小学校はH30で終了、中学校はR2まで補助実施

（4）フッ化物洗口技術支援事業（推進体制の構築事業）

○長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業（県歯科医師会へ委託）

歯科医師会並びに郡市歯科医師会の協力を得て、県内の幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、小学校・中学校でフッ化物洗口の実施が円滑に推進できるよう園及び学校歯科医師に対する組織的なバックアップ体制を図るとともに、市町フッ化物洗口推進協議会等の推進体制の設置サポートや関係者への助言を通じて、幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、小学校・中学校での実施に係る技術支援体制の強化を図ることを目的とする。

（内容）

幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、小学校の補助終了後も引き続き地域でフッ化物洗口が円滑に推進できるよう、下記のような技術支援体制を県歯科医師会や市郡歯科医師会に専門的な職能団体としての対応を依頼する。

- ・洗口実施体制や未実施施設での実施働きかけに対する検討
- ・補助終了後の未実施保育所・幼稚園の郡市会毎の働きかけ強化（現地対策会議、園歯科医師への指導や協力を行う）
- ・市町フッ化物洗口推進協議会等の推進体制のサポートや講話等のへの対応
- ・フッ化物洗口の適切な実施に係る指導及び確認
- ・H29からフッ化物洗口の対象を中学校まで拡充したため、中学校歯科校医への説明・研修を行うとともに、中学校での実施を働きかける支援体制を郡市歯科医師会で行う。

（5）令和2年度のフッ化物洗口実施施設の目標

（中学校）

	項目	中学校		
		公立（市町・県立）	私立	計
令和2年度 4年目	令和2年度施設数（見込数）	173校	12校	185校
	令和2年度目標数	173校	12校	185校 (100%)

3. 障害者歯科診療及び休日歯科診療事業（長崎県歯科医師会へ委託）

一般歯科医療施設での治療が困難な障害児（者）の歯科医療及び休日における救急歯科医療

(1) 令和2年度巡回歯科診療拠点

実施時期	実施地区	診療拠点		診療予定日	診療開始時間
4月	長崎	長崎市	三和みのり園	4月：3、10、17、24日	金曜日 10:30
5月～ 6月	五島	五島市	ふじ学園	5月：14・15、28・29日	(木曜日) 14:00
				6月：11・12、25・26日	(金曜日) 9:30
7月	県南	島原市	県南保健所	7月：3、10、17、31日	金曜日 11:00
8月	県南	南島原市	コスモス	8月：7、21、28日	今曜日 11:00
9月	県南	雲仙市	あけぼの学園	9月：4、11、18、25日	金曜日 11:00
10月～ 11月	県北	平戸市	県北保健所	10月：8・9、22・23日	(木曜日) 13:00
				11月：5・6、19・20日	(金曜日) 9:00
12月～ 1月	県央	川棚町	長崎慈光園	12月：4、11、18、25日	金曜日 10:30
				1月8、15、22、29日	
2月～ 3月	西彼	西海市	こざくら学園	2月：5、12、19、26日	金曜日 10:30
				3月：5、12、19、26日	

(2) 令和2年度佐世保診療拠点の診療予定日

佐世保診療拠点：にじいろ(佐世保市大湊町 50-1) 診療開始時間 11:00～

実施時期	診療予定日(水曜日)
4月	1、8、15、22日
7月	1、8、15、22、29日
8月	5、12、19、26日
9月	2、9、16、23、30日

実施時期	診療予定日(水曜日)
12月	2、9、16、23日
令和3.1月	6、13、20、27日
2月	3、10、17、24日
3月	3、10、17、24、31日

4. 長崎県口腔保健推進事業

(1) 口腔保健支援センター設置事業

- ①設置場所：福祉保健部 国保・健康増進課内に行政機能としてH26.8.1 設置
名称『長崎県口腔保健支援センター』
- ②歯科専門職配置：国保・健康増進課健康づくり班に配置
同課 健康づくり班 課長補佐（歯科医師）
[専] 同 非常勤嘱託職員（歯科衛生士）※専任
- ③業務内容：ア. 歯・口腔保健に関する総合窓口
イ. 市町、庁内関係各課・保健所に対する専門的支援
ウ. 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の普及啓発
エ. 歯・口腔疾患予防の推進
オ. 障害者歯科医療の提供
カ. 調査・研究の推進

(2) 障害者施設での職員・保護者向け口腔ケア指導事業（長崎県歯科医師会へ委託）

地域歯科医療連携室がない地域の障害児・者入所施設を対象とした連絡調整会議による歯科専門職と施設の情報交換、職員・保護者への研修を行う。

年間3施設、1施設あたりの研修受講者数：職員・保護者20人

- ・運営会議（2回）：研修施設の選定、事業の評価を行う
- ・連絡調整会議（施設毎）

障害児・者入所施設職員、嘱託歯科医又は地域協力歯科医等関係者間で入所者の口腔状態の把握や施設の口腔管理状態について情報交換を行う。

- ・研修会開催
（講話）障害児・者の口腔管理の必要性の理解と普及
（実習）口腔ケアの実践
- ・3年目/3年計画中

○長寿社会課

1. 在宅歯科診療ネットワーク構築事業

地域包括ケアシステムにおける、歯科と関連職種との連携推進のため、歯科医療拠点連携推進室を設置し、歯科医師・歯科衛生士とケアマネージャーや訪問看護師等の多職種連携により、早期の歯科受診につなげ、在宅における要介護者の口腔ケアを向上させていく仕組みづくりを支援。

2. 在宅歯科医療に関わる歯科医療従事者人材育成支援研修事業

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域の歯科医師が口腔ケアを含めた口腔リハビリテーションに対応できる人材を育成するためのカリキュラムを策定し、地域の医療・介護・福祉関係者と積極的に関わることの出来る体制を推進するための研修会等を実施。

3. 地域リハ活動支援体制整備総合事業

地域リハビリテーション広域支援センターにおいて、地域リハビリテーション従事者等に対して、口腔ケアをはじめとするリハビリテーション研修会を実施。

○障害福祉課

1. 施設・事業所の職員に対する障害者の口腔ケアに関する研修会を実施する。なお、研修は既存の研修を活用して実施する。
2. 課のホームページにおいて、障害者の口腔ケアに関する情報を提供する。

【こども政策局】

○こども未来課

1. フッ化物を中心としたう蝕予防対策の促進のための普及啓発
幼稚園、保育所等へリーフレット等の送付を通じて、フッ化物洗口をはじめとした予防対策について普及啓発を図る。
2. 幼稚園、保育所、認定こども園の食事の提供を通じたう蝕予防と噛む力を育てるための食育推進、啓発
幼稚園、保育所、認定こども園を対象とした各種研修会やその他の機会を通じ、食事の提供を通じたう蝕予防や噛む力を育てるための食品の利用等について普及啓発を図る。
3. フッ化物洗口未実施施設に関する調査を基にした事業推進
フッ化物洗口にまだ取り組んでいない園に対し、効果的な方法でアプローチし、事業の推進を図る。

○こども家庭課

1. 1.6歳児及び3歳児歯科健診結果の集計、情報提供
各市町の1.6歳児及び3歳児歯科健診結果を集計し、県下の状況を把握し、経年的な評価を行う。また、その結果を市町等へ情報提供することで、歯科保健事業に関する意識を高める。さらに、令和元年度実績から「3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことがある者の割合」についてデータ収集し、地域の歯科予防実態を把握する。
2. 幼児用（1.6歳児または3歳児）歯ブラシセットの配布
幼児の口腔の健康が保持増進されることを目的に各市町へ配布する。（社団法人母子保健推進会議から母子歯科保健普及啓発事業により無料で配布）
3. 研修会の開催やパンフレット等の配布による歯科保健の普及啓発
 - ・ 歯科保健に関する普及啓発を目的に、研修会に歯科保健関係の講演等を組み入れる。
 - ・ 妊娠届出時等にパンフレット等を各市町へ配布する。（公益財団法人母子衛生研究会からの無償配布）
 - ・ リーフレット「すてきなあなたへ～自分らしく輝く人生をチョイスするために～」を、県内高校生に配布する。

【教育庁】

○体育保健課

1. 歯と口の健康週間ポスター配布

日本歯科医師会・長崎県歯科医師会からの送付を受け、本週間の趣旨の周知徹底を図るため、各市町教育委員会と県立学校に対し、ポスターを配布する。

2. 学校における「令和2年度歯と口の健康週間」の実施

歯と口の健康週間（6/4～6/10 予定）に向けて、各市町教育委員会と県立学校に対し、本週間の趣旨を周知徹底するための通知を行う。（文部科学省からの通知文の添付）

3. 小・中学校、高等学校、特別支援学校における歯科検診

定期健康診断の一つとして、毎年6月30日までに歯科検診を実施する。

（ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の関係で年度末まで実施可能となっている。）
学校保健統計調査により、結果の把握を行う。

4. よい歯の学校表彰（県学校保健会）

学校・家庭・地域の歯科保健に対する関心を高めることにより、児童生徒の健康増進に寄与するため、学校歯科保健活動に積極的に取り組み、成果をあげている学校を表彰する。

5. フッ化物洗口実施の推進

各市町教育委員会担当者会議や研修会等を通じ、学校におけるフッ化物洗口の必要性や有効性、安全性などについて理解を深め、取組を推進していく。（特に中学校においては、歯・口腔の健康教育研修会等を通じ、教職員や保護者、学校歯科医等への働きかけを行い、理解醸成を図っていく。）

2. 令和2年度 歯科保健医療施策関係予算（案）の概要

（厚生労働省医政局歯科保健課）

※（ ）内は前年度予算額

1. 歯科口腔保健・歯科保健医療の充実・強化 1,180百万円（769百万円）

※7.災害医療体制の充実(後掲)

災害時歯科保健医療提供体制整備事業(470百万円)を合算した事業費計 **1,650百万円**

健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健施策を実施するため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を活用。

《健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進》

○8020運動・口腔保健推進事業【一部拡充】 **706,401千円（402,806千円）**

①都道府県等口腔保健推進事業 **604,612千円（301,017千円）**

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患予防、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・高齢者等への対応やそれを担う人材の育成、歯科口腔関連調査研究及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。また、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間報告書を踏まえ、都道府県の市町村支援の強化を図りつつ、都道府県や保健所設置市等に加え、地域間の格差解消等の観点から特に必要な市町村における歯科疾患対策や歯科口腔保健の推進体制の強化等に必要となる経費に対する支援を行う。

○歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業 **72,479千円（新規）**

歯科保健医療に関する各種データの情報収集を行い、それらの精査・分析等を行った上で、見える化を行うことにより、都道府県等における効果的・効率的な歯科保健医療施策の企画・立案を推進する。

《健康増進効果等に関する実証事業の実施》

○歯周病予防に関する実証事業 **96,249千円（新規）**

歯科健診や保健指導等において、行動変容の効果が期待できるツール等を活用した場合の実施効果等の検証を行う。

《働き方改革の推進に向けた検証事業の実施》

○ICTを活用した医科歯科連携の検証事業 **31,064千円（新規）**

歯科標榜のない病院や介護施設において、オンライン診療を活用した口腔機能管理等に関するモデル事業を実施し、効果的・効率的な歯科専門職の介入方法について検証する。また、地域の状況に応じたオンライン診療を実施し、適切な運用・活用方法等を検証する。

（1）8020運動・口腔保健推進事業【一部拡充】 **706,401千円（402,806千円）**

①都道府県等口腔保健推進事業【再掲】 **604,612千円（301,017千円）**

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患予防、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・高齢者等への対応やそれを担う人材の育成、歯科口腔関連調査研究及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。また、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間報告書を踏まえ、都道府県の市町村支援の強化を図りつつ、都道府県や保健所設置市等に加え、地域間の格差解消等の観点から特に必要な市町村における歯科疾患対策や歯科口腔保健の推進体制の強化等に必要となる経費に対する支援を行う。

②8020運動推進特別事業 **100,463千円（100,463千円）**

8020運動の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医

療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。

③ 歯科口腔保健支援事業 1,326千円（1,326千円）

地域での住民対話やシンポジウムの開催など、国民に対する歯科口腔保健の普及活動を推進する。

(2) 口腔保健に関する予防強化推進モデル事業 65,835千円（65,835千円）

すべての国民の口腔の健康維持・向上のため、各自治体において効果的・効率的に事業展開が可能で、効果的に国民に普及・定着させることができる歯科疾患の予防施策の事業モデルについて提案等を行い、予防を通じた健康づくりに必要な環境整備を行う。

(3) 歯科健康診査推進等事業 150,273千円（207,818千円）

① 歯科健康診査推進事業

全国的に効果的かつ効率的な歯科健診の実施等を検討していくため、歯科健診、歯科保健指導に係る以下の内容についての調査・検証等を行う。

・効果的な歯科健診方法(医科健診との連携・保健指導の付加など、効率的・効果的な健診方法の確立)

・歯科健診、歯科保健指導の実施効果に関する影響等のフォローアップ等

② 検査方法等実証事業

歯科疾患予防の観点から、口腔機能低下の予防に資するスクリーニング方法、客観的検査手法又は治療技術等の開発検証など、新たな技術の開発・検証を行う。

(4) 歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業

4,198千円（34,203千円）

入院患者等に対する口腔機能管理等の取組を推進するため、医科病院や介護保険施設等の従事者を対象に歯科医療機関による口腔機能管理等に関する研修を実施するための経費を支援する。

(5) 歯科医療提供体制推進等事業 15,073千円（15,131千円）

各地域や各現場において「歯科保健医療ビジョン」において提言されている歯科医療提供体制が適切に確保されるよう、実際に各地域で行われている効果的な歯科保健医療提供に資する事業を検証し、好事例の全国への紹介等を行う事業。

(6) 歯科技工所業務形態改善等調査検証事業 15,157千円（19,055千円）

歯科技工所の生産性を向上させるなどの様々な角度から歯科技工士の労働環境等の改善に資する取組が必要なことから、業務形態（労働環境や収益等）の改善計画を実施する歯科技工所を公募・選定し、その結果を検証する。

(7) 医療提供体制施設整備交付金 6,485百万円の内数（10,384百万円の内数）

・ 地域拠点歯科診療所施設整備事業 23,730千円（23,730千円）

診療に困難を伴う障害者等の患者を含め、地域医療における全ての歯科疾患患者の受け入れを可能とする歯科の拠点診療所の施設整備に対する支援を行う。

2. 歯科医療分野の情報化の推進

15百万円（31百万円）

○ 歯科情報の利活用推進事業

15,339千円（31,004千円）

歯科情報の標準化に資する実証事業の成果として策定された「口腔診査情報標準コード仕様」を活用し、大規模災害時の身元確認に歯科情報を活用するための具体的な方法や歯科健診等のICT化等、歯科情報の利活用を検討する。

3. 歯科医師臨床研修関係費 1,366百万円（1,343百万円）

◀歯科臨床研修の充実▶

○歯科医師臨床研修費【一部拡充】 1,303,116千円（1,290,438千円）
新たに在宅医療等推進経費として、在宅歯科医療に関する研修の体制整備及び指導歯科医の養成等に係る経費等に対して補助を行う。

- (1) 歯科医師臨床研修指導医講習会 プログラム責任者講習会 3,299千円（3,299千円）
- (2) 臨床研修活性化推進特別事業 30,700千円（30,700千円）
- (3) 臨床研修病院募集情報システム事業経費【歯科分】 28,749千円（18,468千円）

4. 歯科医療従事者等の資質向上 138百万円（123百万円）

◀歯科技工士の人材確保▶

○歯科技工士の人材確保対策事業 15,116千円（新規）
歯科技工士の離職防止及び資質向上を目的として、卒後早期の歯科技工士等に対して歯科医療機関等における臨床に即した研修を実施する。

- (1) 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業 108,815千円（108,815千円）
歯科衛生士の離職防止や復職支援を推進するため、復職支援等の研修を担当する指導者に対する研修や技術修練部門の整備・運営など、歯科衛生士に対する復職支援対策等を実施する。
- (2) 歯科医療関係者感染症予防講習会 3,426千円（3,426千円）
- (3) 予防・在宅歯科医療等対応教員養成講習会 2,928千円（2,928千円）
- (4) 歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業 5,381千円（5,381千円）
- (5) 歯科医療の専門性の在り方に関する検証事業 2,343千円（2,343千円）

5. へき地等における歯科医療確保 4百万円（4百万円）

- (1) へき地歯科巡回診療車運営費 2,444千円（2,444千円）
- (2) 離島歯科診療班派遣運営費 2,029千円（2,029千円）

6. 歯科医療安全の確保・向上 7百万円（13百万円）

○歯科医療事故情報収集等事業 6,606千円（12,854千円）

7. 災害医療体制の充実 475百万円（4百万円）

◀災害時の歯科保健医療の提供▶

○災害時歯科保健医療提供体制整備事業【令和2年度限り】 470,000千円（新規）
災害時に、避難所等において歯科医療提供又は口腔ケア等の歯科保健活動の実施に必要なポータブルユニット（携帯型歯科用ユニット）等の診療に必要な器具・器材の整備に係る経費の補助を行う。

○災害医療チーム養成支援事業（歯科分野） 5,433千円（3,622千円）
DMAT（災害派遣医療チーム）の活動終了後、被災地の医療機能が回復するまでの間の医療支援等を担う民間の医療チームに所属する医療従事者（歯科医師、歯科衛生士等）の養成（研修）に必要な経費を支援する。

8. その他

【医政局所管補助対象事業】

(1) 医療提供体制推進事業費補助金

23,162百万円の内数（23,042百万円の内数）

- ・ 歯科医療安全管理体制推進特別事業

(2) 医療施設等設備整備費補助金

2,469百万円の内数（1,549百万円の内数）

- ・ へき地歯科医療関係の設備整備事業

【地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革】

79,577百万円の内数（68,910百万円の内数）

地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を支援するため、都道府県に設置される医療介護総合確保促進法に基づく基金（地域医療介護総合確保基金（医療分））の財源を確保する。

<事業例（歯科関係）>

① 病床の機能分化・連携

- ・ 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進

② 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

- ・ 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備
- ・ 在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進
- ・ 在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援 など

③ 医療従事者等の確保・養成

- ・ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施 など

【保険局所管歯科保健関連事業】

- ・ 健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進 695,047千円（695,047千円）

後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診について支援を行う。

（担当：高齢者医療課）